

資

資料編

- 1 三郷市のNPO法人
- 2 三郷市のボランティア団体・市民活動団体
- 3 市民アンケート調査結果【地域別】
- 4 三郷市地域福祉計画推進懇話会設置要綱
- 5 三郷市地域福祉計画推進懇話会委員名簿
- 6 三郷市地域福祉計画関係行政協議会設置規程
- 7 策定経過

1 三郷市のNPO法人

NPO法人とは、定款に定めた活動内容を非営利で活動している団体で、現在三郷市では、28 団体が埼玉県に認証を受け登録されています（埼玉県ホームページに登録されている順で表示しています。）。

NPO法人名		定款に記載された法人の目的又は主な活動内容等
1	特定非営利活動法人 三郷中央野球倶楽部	広く一般市民に対して、スポーツによる青少年健全育成事業、スポーツ環境整備事業、スポーツチーム運営支援事業を行い、青少年および地域住民に、より良い環境でスポーツを楽しむ機会をより多く提供し、スポーツを通じて、誰もが健康で心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
2	NPO 法人 Associate	放置自転車の削減に関わる啓発活動を通じて、放置自転車を削減し、市の放置自転車撤去にかかるコストを減らし、市のより良い町作りに寄与することを目的とする。また、マッチング事業を通じて、地方の独身男性への出会いを作ることにより、過疎化を緩和させ、より良い国作りに貢献することを目的とする。
3	特定非営利活動法人 ほっと Time	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、障害児及び障害の疑いがある児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることによって、障害児が健やかで安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
4	特定非営利活動法人 インスピリット	各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び地域住民に対して、就労及び社会参画推進に関する事業を行い、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。
5	特定非営利活動法人 三郷おあしす会	高齢者・障がい者・生活困窮者であっても住みなれた地域で、安心して住み続けられる地域社会をめざし、高齢者支援及び子育て支援事業を通じて地域社会の福祉に寄与することを目的とする。
6	特定非営利活動法人 笑美会いい友体操	広く不特定多数の一般市民を対象とした健康寿命を伸ばす「笑美会いい友体操」を開催している。この普及をはじめ、介護を必要としない生活を目指し、今後さらに社会貢献に寄与していくことを目的とする。
7	NPO 法人ふくじゅ草	スポーツ活動や、文化活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」ことを念頭に置いて、世代を超えた多くの人々の多様な交流の機会や場を提供する事業を行うことで、心身の健康と豊かな生活を実現し、ひとづくり、まちづくり、地域におけるコミュニティの活性化などの公益の増進に寄与することを目的とする。

NPO法人名		定款に記載された法人の目的又は主な活動内容等
8	特定非営利活動法人 三郷早稲田ライフサ ポートネット	1. 地区サロン運営 月曜日から金曜日(土・日休)午前10時～午後4時まで(1日100円) 都合のつく時間に参加できる。 曜日ごと→麻雀・囲碁・将棋・手芸・ビーズ・絵てがみ・布ぞうり・写経、短歌・俳句、詩吟、紙芝居、健康体操、健康講座、歌と合奏、脳トレ、作って食べよう、映画会、防災教室、健康相談会など 2. 生活支援サービス 日常生活での困りごとのお手伝いから、介護保険制度適用外のご支援まで500円(30分単位) ～「地域で支えあい、助け合う住民主体のコミュニティを確立する」ことを目的としている。～
9	特定非営利活動法人 オリーブの木	障がい(児)者が仕事やスポーツ、文化、社会貢献等のさまざまな活動をおして社会に参加・自立し、さらに輝きを増し、自己実現が図れるように支援することを目的とする。
10	特定非営利活動法人 アデリー	地域における乳幼児及び学童児ならびに保護者に対し、暖かいケアに努め、子ども達一人ひとりに目が行き届いた保育を行うとともに、保護者などお互いに協力し合い健全な心身の発達を図る、そして社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
11	特定非営利活動法人 将来設計士を夢見る 子どもたちを応援する 会	広く一般の将来設計士を夢見る子どもを対象として、建物の安全に興味を持つ展示会や設計技能体験などを通じ子ども設計士として夢の実現を図り、もって子どもの健全育成と全国の地域における住関連経済活動の発展に寄与することを目的とする。
12	特定非営利活動法人 福祉支援機構	障がい者の自立及び社会活動への参加並びに不登校の児童及び生徒(以下「不登校児等」と総称する。)を支援する事業等を行うことにより、障がい者及び不登校児等並びにそれらの者の家族をはじめとする全ての人々の豊かな人生の実現に寄与することを目的とする。
13	特定非営利活動法人 いきいきネット	1. 生活支援…一時間以内 500円 27年度 599件、28年度 698件 (1)買い物支援(2)ごみ出し支援(3)家具の移動(4)病院への付き添い(5)電球の交換(6)傾聴、銀行からの連れ出し 2. 映画鑑賞…大迫力の映画を月1回上映 3. 介護予防事業「地区サロン」を月3回…大きな声で歌うことも出来、健康体操を取り入れている。 4. オレンジカフェ…認知症の人や家族、支援する人達が参加して話し合い、情報交換等を行ったり、経験者の話を聞いたり、悩みを打ち明けたりしている。 5. 後見相談会…現在市役所より月1回の後見相談会を委託され、1回に1～3名のかたが相談にみえる。
14	特定非営利活動法人 百花	私たちの暮らすこの町も、少子高齢化が急速に進行し私たちの生活にも大きな問題を及ぼしている。そこでこの法人は、子育て世帯や生活サポートを必要とする市民に対して必要な子育て支援活動を行い、介護や生活支援が必要な障害者や高齢者に対しては、居宅介護事業、居宅生活支援事業を行っていくことで、少子高齢化社会における育児・出産や教育、介護に係る問題の改善や解決を図り、地域福祉の向上に貢献することを目的とする。

NPO法人名		定款に記載された法人の目的又は主な活動内容等
15	特定非営利活動法人 緑の真珠・アスナロウ の会	生活困窮・精神的困窮に陥っている人達にボランティアによる救済支援活動を行い、健全な生活環境回復と経済的自立を支援し社会福祉に貢献する。又、生活困窮・精神的困窮が原因で起きる様々な問題解消の為、社会福祉増進を図り、以って人々が文化的生活を営める事が出来るよう愛といたわりのある家庭とコミュニティーを創出する社会の実現に寄与する事を目的とする。
16	特定非営利活動法人 遊	様々な立場の人が互いの生命を尊重し、人権意識を豊かに育て、共に生きることが出来る地域社会を実現することを目指し活動する。
17	特定非営利活動法人 ささえあいの会みさとク ローバー	自分らしく誇りを持って生きたいと願うもの同士が暮らすなかで、困ったことの手助け等のサービスをお互いに可能な範囲で提供することで、相互扶助を図り、また親睦を深めることを目的とする。
18	特定非営利活動法人 天翔遊友ネイチャー ネットワーク	一般住民に対し、自然とのふれあいを醸成する事により地域の活性化の推進と、未来に向けた自然環境保全の活動のための知識と啓発に関する事業を行い、「人と自然」、「都市と地方」、「人と人」を繋ぐことにより環境保全型社会の構築に寄与することを目的とする。
19	特定非営利活動法人 新和あゆみ会	地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供するとともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。
20	特定非営利活動法人 MiKO ねっと	子どもたちの豊かな成長を願い、子育て中の保護者と子育て支援をする人たちが、共に支え合い、あらゆる年齢層の子どもたちが子ども時代を安心・安全に過ごせる地域・まちをつくることを目指し、子どもの健全育成の推進に寄与することを目的とします。
21	特定非営利活動法人 国際キックボクシング・ 文化振興協会	児童青少年・社会人に対し、キックボクシング及び空手道等格闘技、武道の素晴らしさを伝え、その技を安全に修練させることにより、礼節を修め健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行いスポーツとしてキックボクシング、空手道等で培った心技体を生かし、新たな時代を生き抜く心身を涵養させ社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。
22	特定非営利活動法人 楽市楽画	特許を利活用する団体として情報通信・保険・環境に関する活動を展開。具体的には孤立死予防ソフト「元気にし TEL!？」をスマホアプリとして提供したり、「健康になればなるほど掛け金が安くなる保険」を経済産業省委託事業として、社会に提供している。なお、みさと団地のNPO法人いきいきネットとは緊密に連携し、健康促進・孤立死予防の活動を継続的に展開している。さらに、水周りの環境改善に資する活動も関係諸機関と緊密に連携し、適宜事業展開している。

NPO法人名		定款に記載された法人の目的又は主な活動内容等
23	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ 青いそら	高齢者、障害者、生きにくさを抱える人々、女性が共に働き、協同して事業をおこなうことで、ノーマライゼーションの推進を図る。また、障害者、高齢者、生きにくさを抱える人々に対し、社会的不自由をうめるサポート体制をつくることで社会参加を促進し、福祉の増進に寄与し、安心して暮らせるまちづくりに貢献することを目的とする。
24	特定非営利活動法人 サポートネットほっとピア	「障がい者のためのノーマライゼーションの実現」をスローガンに、三郷市及びその近隣在住の精神・知的・身体に障がいのある人を対象として、保健・福祉の向上や自立・社会進出への支援等に関する総合的な事業を展開する(※)。そのことによって、障がいのある人が長く将来にわたって健全で安心して暮らせる環境整備と地域づくりの実現に寄与することを目的とする。 ※「グループホーム」「働く場」「ショートステイ」「相談・支援」 【主な活動内容】 1.当事者研究会(第3月曜) 2.地元の野菜販売所(毎週土曜) 3.コミュニティカフェなごみ(第3火を除く火曜日) 4.日曜ランチ(第1、第3日曜) 5.歌声サロン(第4火曜) 活動日時:主として月曜、火曜、金曜、土曜 活動場所:三郷市早稲田 7-14-15 サポートネットほっとピア内
25	特定非営利活動法人 ひまわりの家	三郷市および県東部地区の障害者に対し、地域生活に必要な支援を提供し、誰もが共に安心して住める街づくりを目指すことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。
26	特定非営利活動法人 ふるさと街づくり推進協議会	ボランティアを基本に、環境保全事業、地域社会の活性化と、地域住民の生活環境の向上等の共同事業を行い、ボランティア活動と地域住民とのネットワークづくりの構築を図り、様々なテーマで組織し、各種のイベントに参加して地域文化の向上と彩り豊かなふるさとまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。
27	特定非営利活動法人 みさと生涯学習ネットワーク	学ぶという意志を持った市民に対して、学んでいける場の提供、情報の提供、コミュニケーションのきっかけづくり等の支援を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
28	特定非営利活動法人 コンパスの会	社会福祉法第2条に基づく第二種社会福祉事業及び障害のある人に対し、自立支援を行い、併せて障害のある人を取り巻く社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

■平成30年1月現在

最新の情報は「埼玉県 NPO 情報ステーション NPO コバトンびん」

(ホームページ⇒<http://www.saitamaken-npo.net/>)をご参照ください。

2

三郷市のボランティア団体・市民活動団体

ボランティア団体・市民活動団体として活動し、三郷市社会福祉協議会に登録している団体は、現在三郷市で31団体あります（三郷市社会福祉協議会に登録している順で表示しています。）。

団体名		活動内容
1	レフルル	1.ボランティアコンサート(福祉施設、児童クラブ) 2.「レフルルのクリスマスコンサート」(瑞沼市民センター) 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動
2	オカリナサークル 「ポピー」	福祉施設、学校、保育所等でオカリナの演奏を行っている。 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動 活動場所:市内外の施設・団体等で活動 定例会:毎月第1水曜 午前9時～正午 毎月第2～4水曜 午後1時～午後4時 【場所】北公民館
3	ハーモニカ・マルテリー ドクラブみさと	アカシアの家での演奏披露。 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動 定例会:月曜 【場所】瑞沼市民センター 対外活動:ハーモニカ演奏
4	新大正琴愛好会	1.毎月2回の大正琴学習を通して仲間との親睦を深めている。 2.年一度、新大正琴チャリティコンサート(5月)・ミニコンサート(11月)等の演奏会を開催 3.地域の福祉施設等でボランティア演奏を行い交流を深めている。 4.早稲田児童センターで新大正琴クラブを指導 活動日時:定例会 毎月第1,3金曜 午前10時～11時30分 【場所】東和東地区文化センター他
5	大正琴三郷神谷教室	1.三郷藤光苑訪問演奏(4月、5月、6月、9月、11月、3月) 2.彦糸小学校6年生総合学習の補助(7月～10月) 活動日時:定例会 毎月第2,4金曜 午後2時～午後4時30分 活動場所:北公民館 対外活動:施設や学校で大正琴の訪問演奏をすることができる。
6	大正琴サークル 「MYU」	高齢者施設等で大正琴を演奏する活動を行っている。年間約40回活動 活動日時:施設や団体の依頼に応じて 定例会:毎月第2,4木曜 午後1～4時 【場所】瑞沼市民センター

団体名		活動内容
7	ヨサコイソーラン 真来寿(マックス)	ヨサコイソーランのリズムと踊りを通して地域のかたと交流を図る。 活動日時:施設・団体等の日程の調整をしたうえで活動 活動場所:市内外の施設・団体等で活動 定例会:毎週土曜 午前10時～正午 対外活動:時間の都合がつかう場合は歌や踊りの披露も行う。
8	フラサークル 「ノホマリエ」	1.フラダンスの練習 2.発表 3.施設等でフラダンス披露 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動 定例会:毎月第1,2,4木曜日
9	バルーンアート三郷	高齢者施設、子ども会、地域のお祭り等で披露している。 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動 定例会:毎月第2火曜(8月、12月、1月以外) 【場所】健康福祉会館5階 ボランティアルーム
10	おはなしの会 「ひまわり」	おはなし会を依頼された場所で行う。(おもしろ遊学館でのおはなし会、文化会館でのおはなし会等) 活動日時:不定期(月2～3回) 活動場所:北部図書館 瑞沼市民センター 定例会:北部図書館 瑞沼市民センター
11	わくわく紙芝居 “赤とんぼ”	紙芝居を披露している。 活動場所:児童館、保育所、小学校、図書館、病院、デイケア 他 定例会:毎月第3水曜 午後1～4時 【場所】瑞沼市民センター 対外活動:福祉施設や小学校での紙芝居の上演
12	人形劇サークル 「ぼぺっと」	小学校、保育所、公共施設、高齢者施設で人形劇を披露 活動日時:施設・団体等と日程の調整をしたうえで活動 活動場所:市内外の施設・団体等で活動 定例会:毎週水曜 【場所】瑞沼市民センター ボランティアルーム
13	音訳ボランティア 「こだま」	広報等を録音し、CDにして視覚障がい者へお届けしている。 活動日時:広報発行後、月に3～4日 9時30分～15時(不定期) 活動場所:健康福祉会館5階 ボランティアルーム 定例会:毎月第1月曜 【場所】健康福祉会館5階 ボランティアルーム
14	ガイドヘルプ三郷	視覚障がい者のガイドヘルプを行う。(平成27年度実績 43件) 活動日時:依頼があった日時 活動場所:依頼があった場所 定例会:奇数月第3水曜 午前10時～正午 【場所】健康福祉会館5階 ボランティアルーム

団体名		活動内容
15	三郷点字サークル 「ウイズ」	1.市内小中学校での点字体験 2.点訳本の作成や点字の学習 3.点訳本や点訳カードの寄贈 4.視覚障がい者への触読学習 活動日時:毎月第1月曜 午後1時～午後3時 ※触読学習については、別日程でも相談可 活動場所:瑞沼市民センター1階 障がい者交流ルーム
16	三郷フレンズHAND in HAND	スポーツ活動及び各種大会の参加 活動日時:毎週火曜 午後7時30分～9時 活動場所:瑞穂中学校体育館 ほか 定例会:随時 対外活動:あり
17	三郷手話サークル 「シードラゴン」	手話の学習、研究を行い、聴覚障害者と健聴者との交流を深め、さらに一般社会に手話を広め、聾啞問題を通し、社会福祉向上を図ることを目的とする。聴覚障害者と健聴者との親睦を深め、レクリエーションの実施。地域に手話を広める活動の実施。 活動日時:定例会 毎週金曜 午後7～9時 活動場所:東和東地区文化センター 対外活動:手話の指導(時間が合えばどこでも)、手話の落語
18	三郷市聴覚障害者の 会	1.小・中・高等学校、又は市主催の手話講習会等の講師を務める。 2.三郷市手話サークル「さくら草」と連帯して活動する。 3.高齢者の施設や医療関係者の集い等、聴覚障害者に関する理解を広めるための学習・手話指導を行う。 活動日時:毎週水曜 午前10時～正午 毎週金曜 午後7～9時 活動場所:瑞沼市民センター
19	三郷市手話サークル 「さくら草」	さくら草の名前には「一人ひとりの力は小さいけれど、みんなで協力しあって大きな力を発揮し、さくら草の花のようにやさしく根を張っていきたい」との想いが込められている。 聴覚障害者との交流を通じて手話を学び、障がい者理解を深め、三郷市聴覚障害者の会と共に歩んでいる。 定例会:水曜 午前10時～正午 金曜 午後7～9時 (定例会の他、バスツアー、クリスマス会、お楽しみ会) 【場所】瑞沼市民センター 対外活動:三郷市聴覚障害者の会と共に「聴覚障がいについて」の理解を広める活動を行っている。 1.ふれあい広場、市民まつり等に手話歌で参加 2.市内小・中・高等学校手話講座、市手話奉仕員養成講座、高齢者施設・医療関係者への手話講座アシスタント
20	こころとからだの補育ク ラブみさと	私たちは、心も身体も健康になれる健康法(食育、美育、キッチンガーデン、ハンドセラピー)を地域の皆さんと楽しみながら情報交換し、共にいきいきと自律し暮らすことの出来るぬくもりある支え合いのネットワークを目指して活動を行っている。 活動日時:施設と日程の調整をしたうえで活動 活動場所:公共施設、介護老人保健施設三郷ケアセンター(年6回)、ふれあい広場

団体名		活動内容
21	サークル若草	1.軽体操(リハビリ体操)、散歩、歌、趣味を活かした手仕事 2.月1回の調理・食事会 3.年1～2回の世間を知るバス旅行(1泊、日帰り) 活動日時:毎週火曜 午前9時～午後3時 活動場所:やすらぎ荘 定例会:毎月火曜日(月4回にて、夏・年末年始は休みあり) 【場所】やすらぎ荘
22	さんの会	介護老人保健施設「三郷ケアセンター」において介護のお手伝い、入居者のかたが書道リハビリを行うときの用紙配り等行っている。 活動日時:第1金曜 第2,4木曜 午後1～3時 活動場所:介護老人保健施設「三郷ケアセンター」
23	そよかぜグループ	1.三郷ケアセンターでの環境美化(敷地内除草・花壇の手入れ管理) 2.三郷市役所みどり公園課より受託「におどり公園」プランターの維持管理・行事協力 3.特別養護老人ホーム「しいの木の郷」行事協力 活動日時:施設、団体の日程に応じて 花の水やり、雑草の成育に応じて 活動場所:1.におどり公園 2.介護老人保健施設三郷ケアセンター 3.特別養護老人ホーム「しいの木の郷」 定例会:随時活動場所にて
24	地域と共に生きるナノ	1.高次脳機能障害ピアカウンセリング事業を埼玉県から受託、地域相談会、電話相談、埼玉県東南区高次脳機能障害事例検討会 2.ちーむナノダンスイベントボランティア 3.カフェMILC、認知症カフェ 活動日時:月曜～金曜 午前11時～午後5時 活動場所:cafe MILC(三郷市戸ヶ崎 2-374) 定例会:随時 【場所】cafe MILC 対外活動:ダンス・ボランティア(イベント等への参加、施設・病院等での訪問)
25	特定非営利活動法人サポートネットほつとピア	P.70 三郷市のNPO法人 参照
26	スマイルコレクション	会員(障がい児とその家族)に向け、メルマガ配信を行い、情報の共有をしている。 瑞沼市民センターの体育館を貸し切り、子どもを自由に遊ばせる会を開いたり、親子イベント・情報交換・勉強会等を行っている。 活動場所:主に瑞沼市民センター、市内各所 2か月に1回程度

団体名		活動内容
27	ボーイスカウト三郷第一団	キャンプ、クリスマス会、餅つき大会、赤い羽根共同募金等社会奉仕といった活動を行う。市行事「こどもフェスタ」「市民まつり」等の支援、年末奉仕等に参加・奉仕・支援している。 活動日時:月 2 回程度(土日) 活動場所:市内(主に)各所
28	三郷市国際交流協会 日本語教室	外国人の日本語能力習得を支援する。 活動日時:毎週金曜 午後 7 時～8 時 45 分 活動場所:北公民館 定例会:第 4 又は第 5 金曜 午後 7 時～8 時 45 分 【場所】北公民館 講座室
29	三郷市コミュニティ協議会	1.こどもフェスタ 2.コミ協体験講座 3.成果発表会 4.施設見学 活動日時:随時 活動場所:コミュニティセンター等
30	三郷明るい社会づくりの会	1.二郷半用水浴 桜並木管理 2.道路清掃活動 3.家庭教育講演会(年2回) 4.昔あそびの伝承活動 定例会:原則毎月第 2 土曜 午後 6～8 時 【場所】瑞沼市民センター 対外活動:小学校や町会(子ども会)に伺って、昔のあそび(ベイゴマ、竹トンボなど)を伝授できる。
31	三郷の川をきれいにする会	1.清掃活動 2.市事業への協力 3.県事業への協力 4.浄水施設見学 活動日時:毎月第 3 土曜 午前 9 時 30 分～ 活動場所:第二大場川等

■平成 30 年 1 月現在

各ボランティア団体・市民活動団体に関するお問い合わせは、下記「三郷市ボランティアセンター」まで
《三郷市ボランティアセンター》

開所日時:月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝日、年末年始を除く)

住所:三郷市花和田 638 番地 1

三郷市健康福祉会館 5 階(三郷市社会福祉協議会内)

TEL : 048-953-4191

FAX : 048-953-4192

web : <http://www.misato-syakyo.or.jp/vc/>

mail : mvc@misato-syakyo.or.jp

3

市民アンケート調査結果【地域別】

【住まいの地域内訳】

A: 半田・小谷堀・前間・後谷・田中新田・丹後・彦成5丁目・采女新田・早稲田

B: 大広戸・仁蔵・笹塚・南蓮沼・駒形・上口・彦倉・彦野・彦成4丁目・采女・三郷・さつき平・
新三郷ららシティ

C: 下彦川戸・上彦川戸・上彦名・彦成1～3丁目・彦音・彦糸・彦川戸・天神

D: 茂田井・幸房・岩野木・谷中・市助・谷口・花和田・彦江・彦沢・番匠免・上口1～3丁目・
彦倉1～2丁目・彦野1～2丁目・泉・新和1～2丁目・栄1丁目・中央・インター南・
ピアラシティ

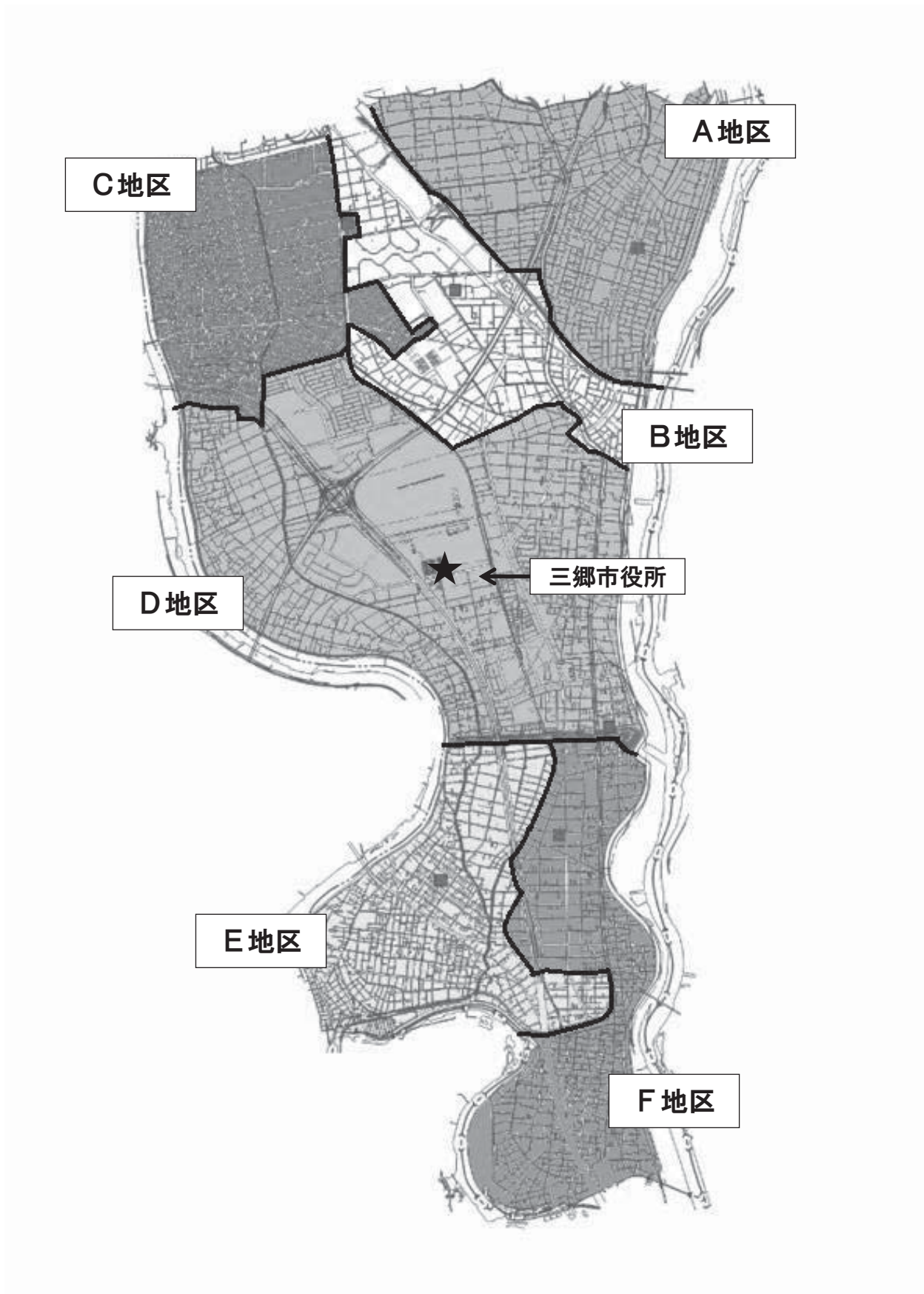
E: 寄巻・鎌倉・戸ヶ崎・栄3～5丁目・鷹野4～5丁目

F: 東町・高州・新和3～5丁目・鷹野1～3丁目

【回答者の年齢層】

(上段:人数 下段:構成比)

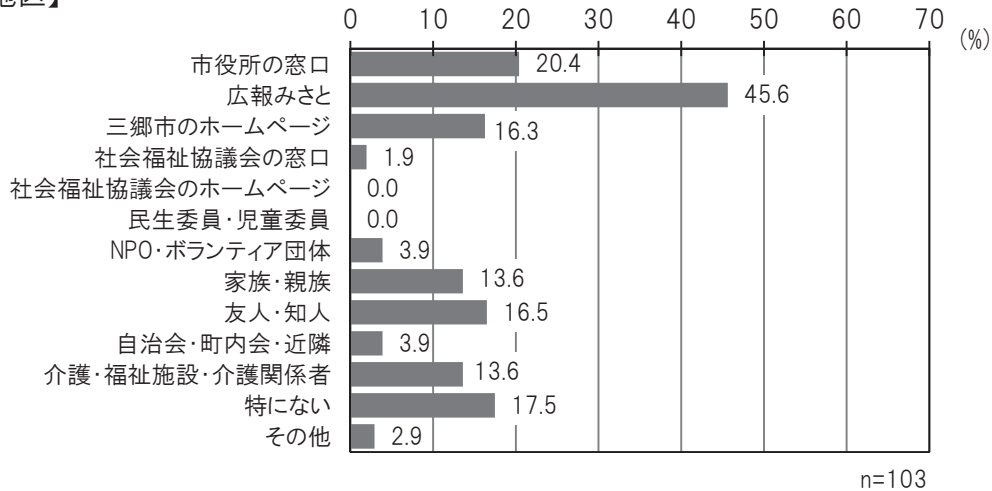
	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	無回答	計(n)
A	16人 15.5%	23人 22.3%	20人 19.4%	11人 10.7%	12人 11.7%	12人 11.7%	5人 4.9%	4人 3.9%	0人 0.0%	103人 100.0%
B	20人 14.0%	31人 21.7%	12人 8.4%	10人 7.0%	31人 21.7%	27人 18.9%	8人 5.6%	3人 2.1%	1人 0.7%	143人 100.0%
C	4人 4.7%	10人 11.8%	21人 24.7%	4人 4.7%	21人 24.7%	15人 17.6%	7人 8.2%	3人 3.5%	0人 0.0%	85人 100.0%
D	47人 16.8%	118人 42.0%	56人 20.0%	20人 7.1%	18人 6.4%	16人 5.7%	3人 1.1%	2人 0.7%	1人 0.4%	280人 100.0%
E	11人 11.7%	14人 14.9%	18人 19.1%	8人 8.5%	11人 11.7%	22人 23.4%	9人 9.6%	1人 1.1%	0人 0.0%	94人 100.0%
F	15人 14.7%	19人 18.6%	20人 19.6%	7人 6.9%	18人 17.6%	16人 15.7%	5人 4.9%	2人 2.0%	0人 0.0%	102人 100.0%
無回答	1人 25.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 25.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 50.0%	4人 100.0%
計	114人 14.0%	215人 26.5%	147人 18.1%	60人 7.4%	111人 13.7%	109人 13.4%	37人 4.6%	15人 1.8%	4人 0.5%	812人 100.0%



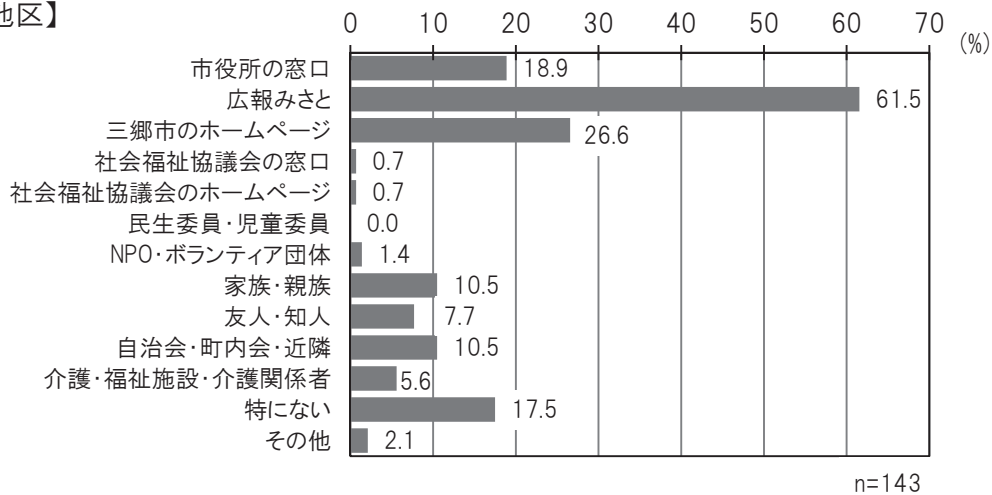
①福祉に関する情報の入手方法について

問. あなたは市の福祉についての情報をどこから手にしていますか。(主なものを3つまで選択)

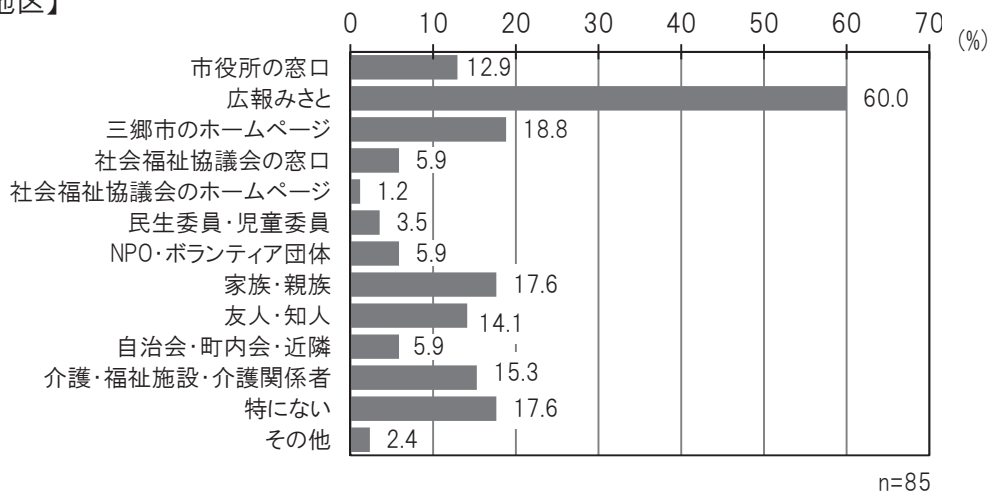
【A地区】



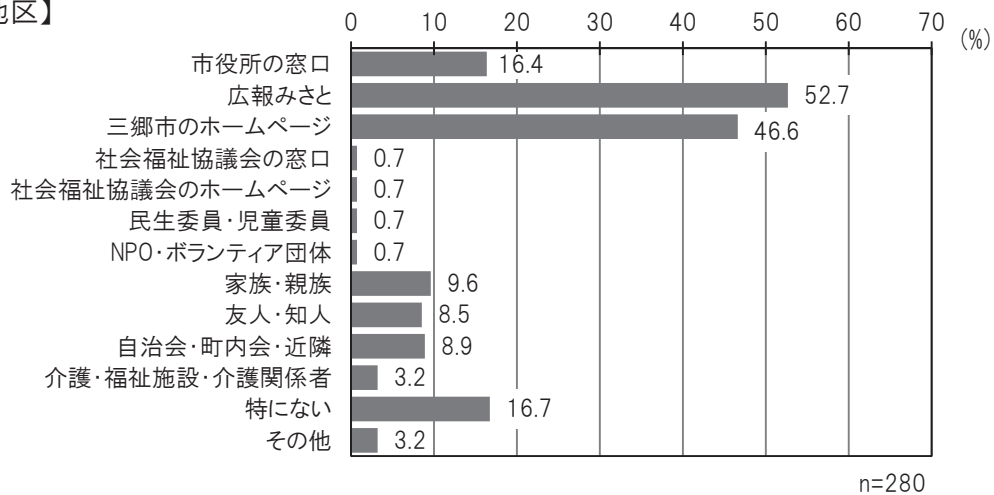
【B地区】



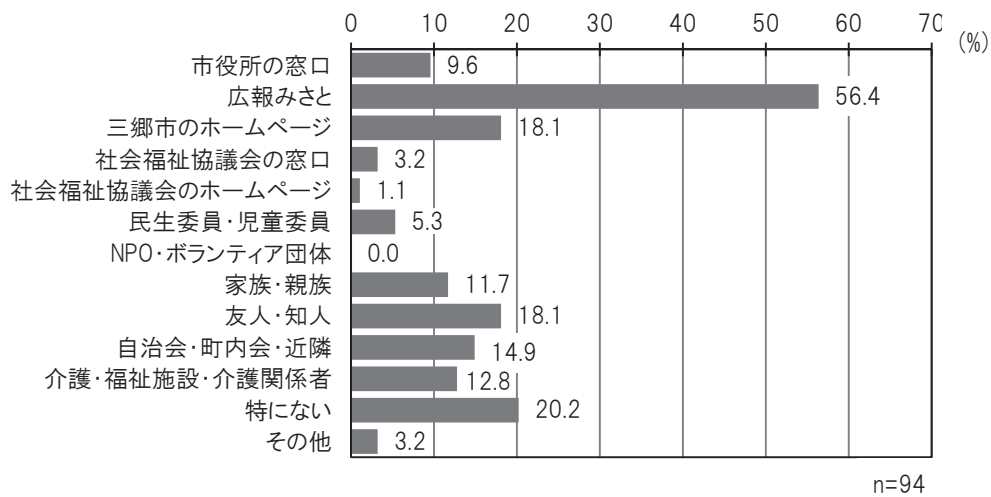
【C地区】



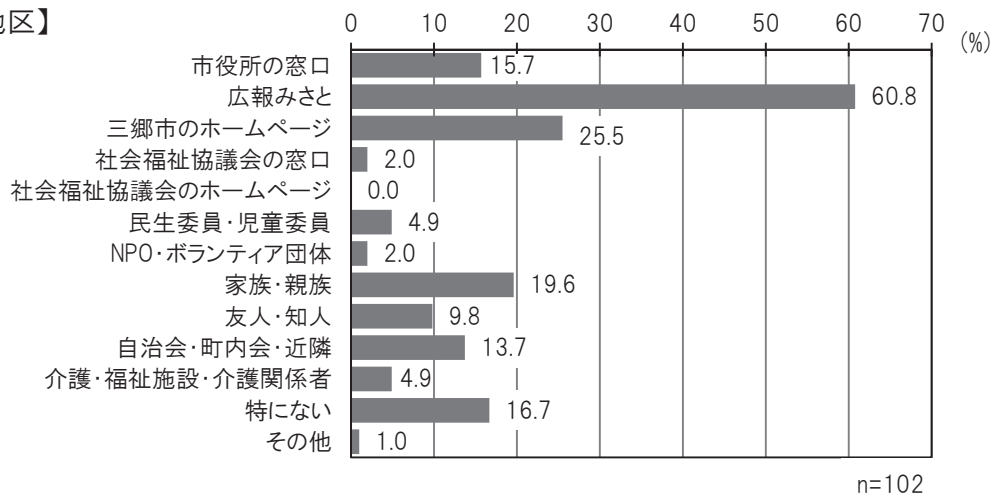
【D地区】



【E地区】



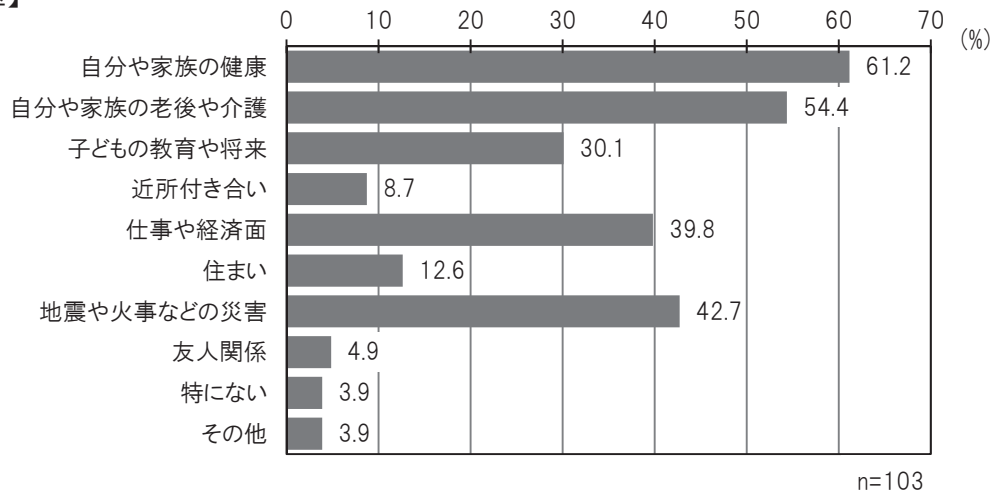
【F地区】



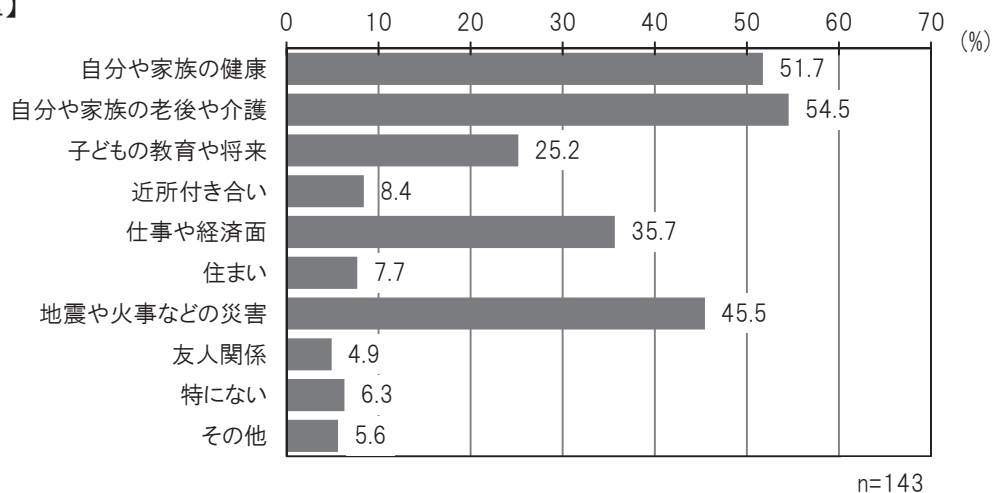
②日常生活で不安に感じること

問. あなたが生活をする上で不安に感じることはどのようなものですか。(主なものを3つまで選択)

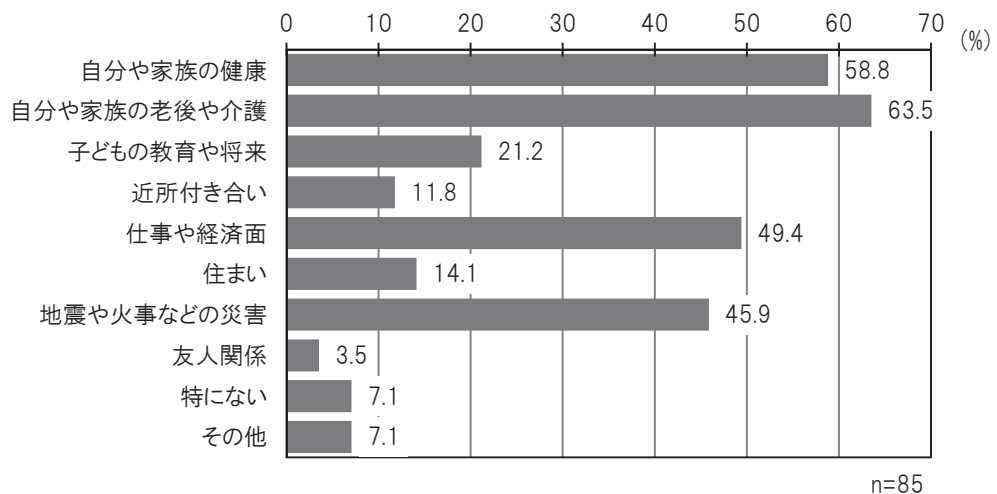
【A地区】



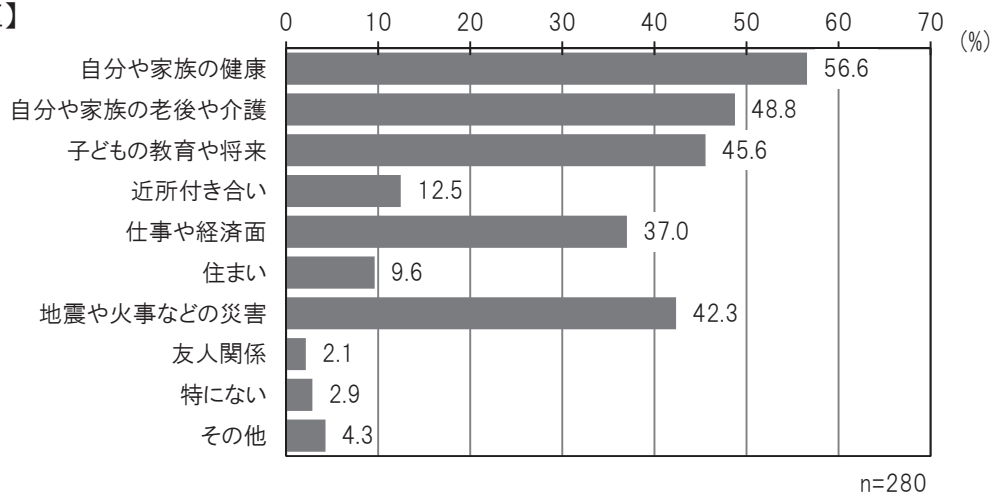
【B地区】



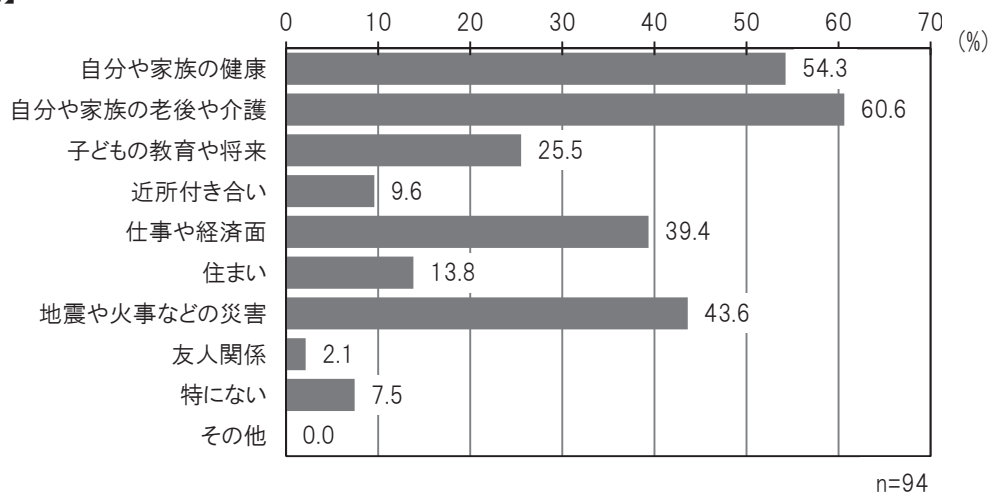
【C地区】



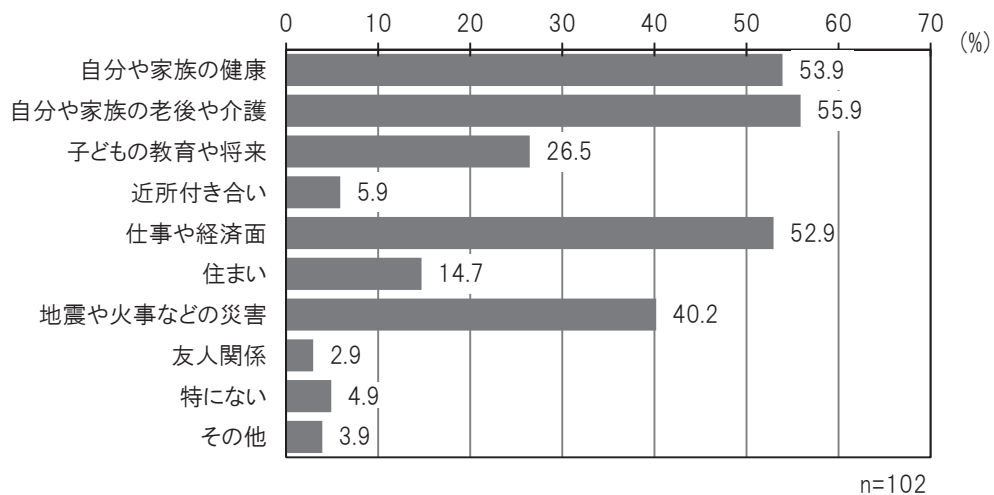
【D地区】



【E地区】



【F地区】

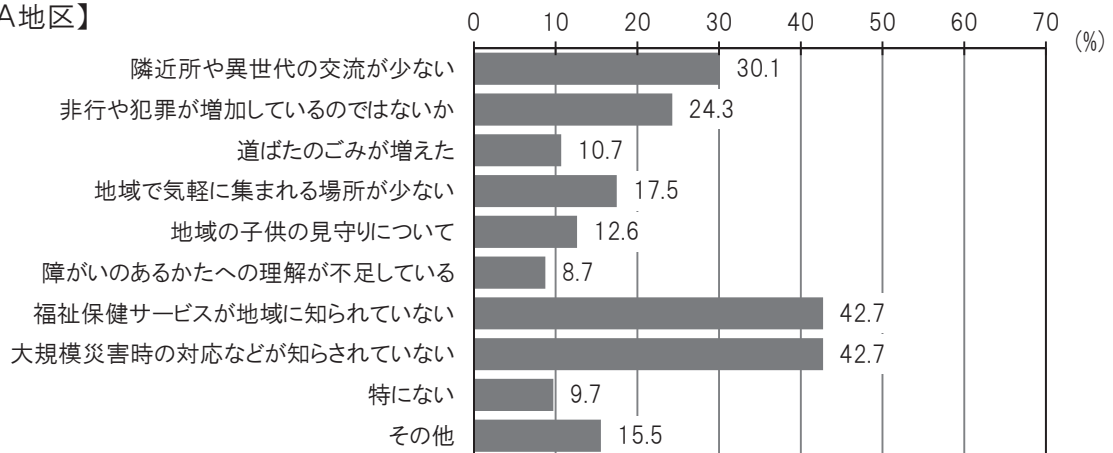


③地域社会の問題点や課題について

問. あなたが日頃感じる、地域社会の問題点や課題はどのようなものですか。

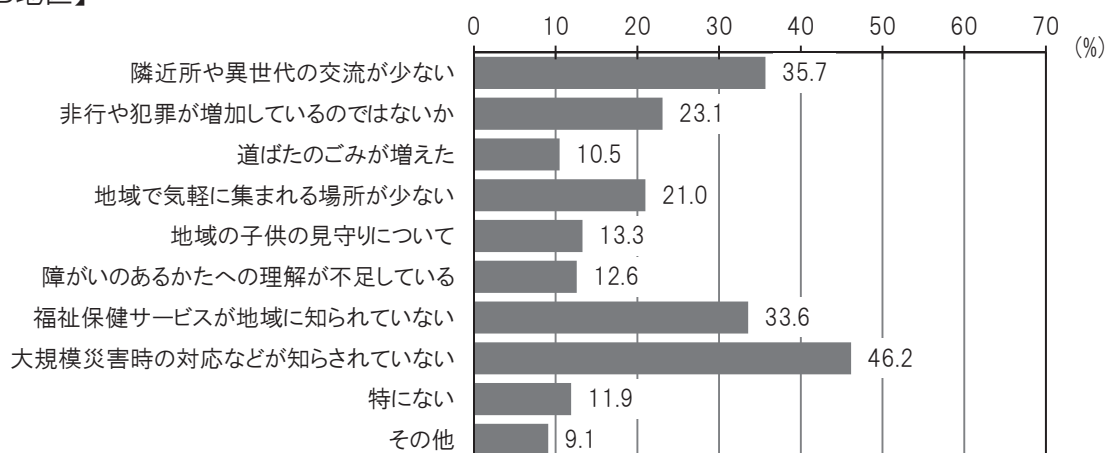
(主なものを3つまで選択)

【A地区】



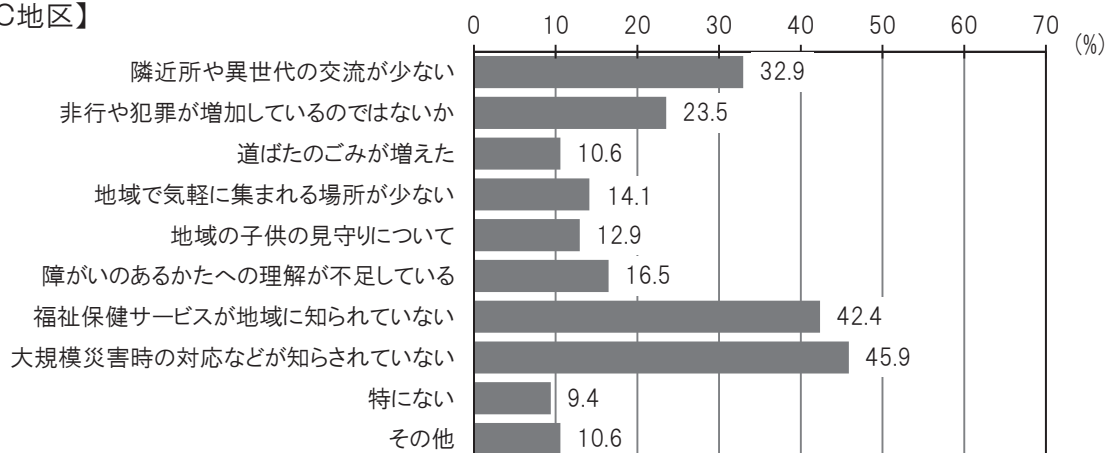
n=103

【B地区】



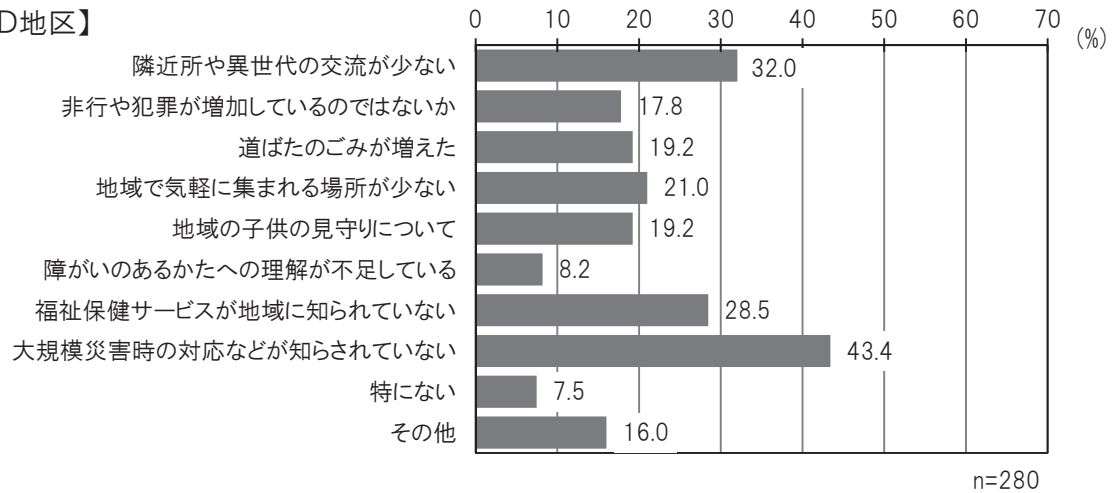
n=143

【C地区】

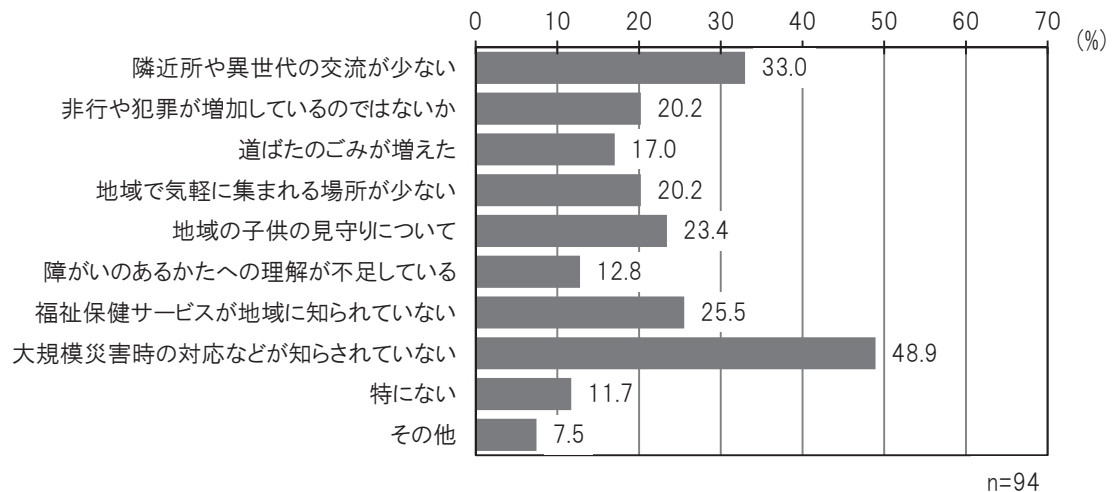


n=85

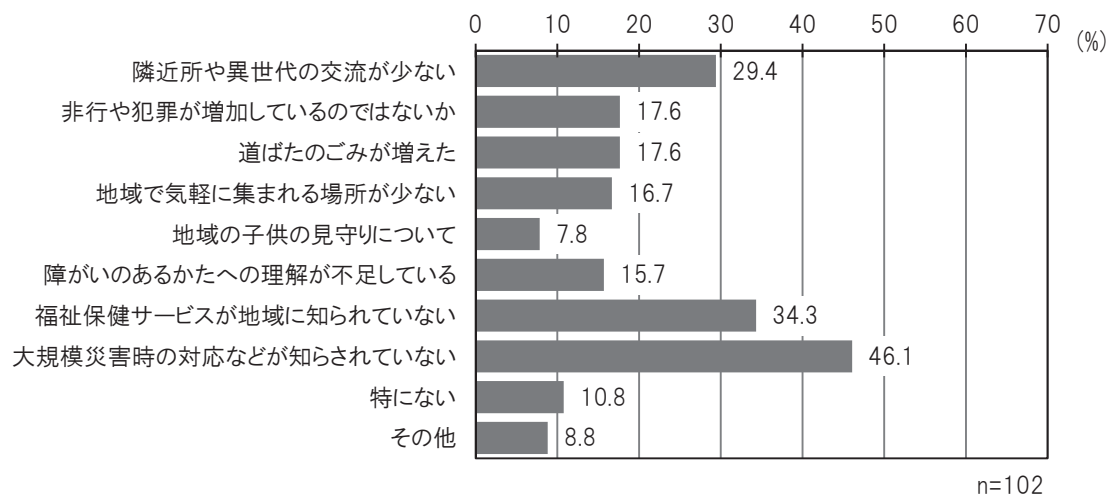
【D地区】



【E地区】

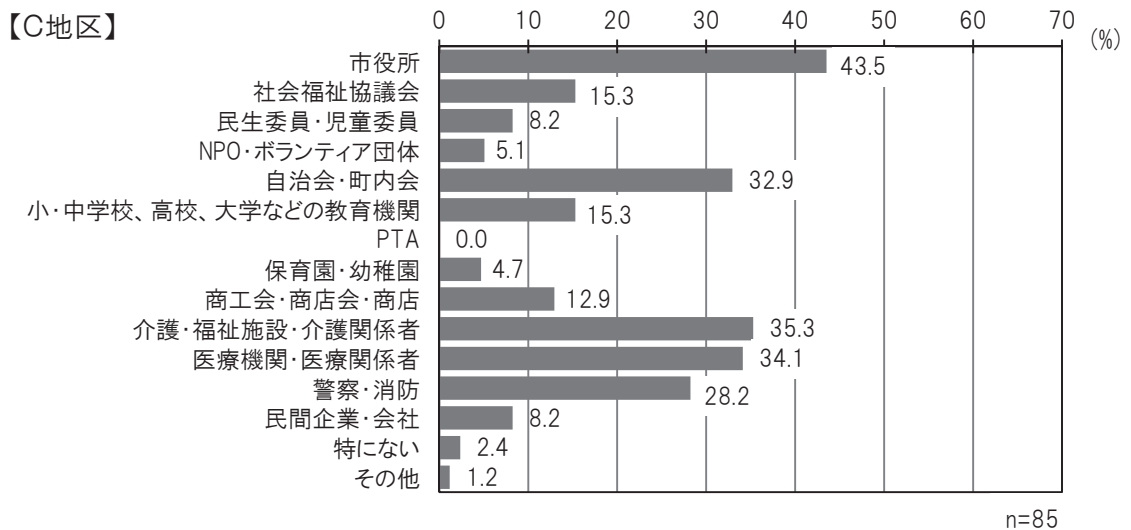
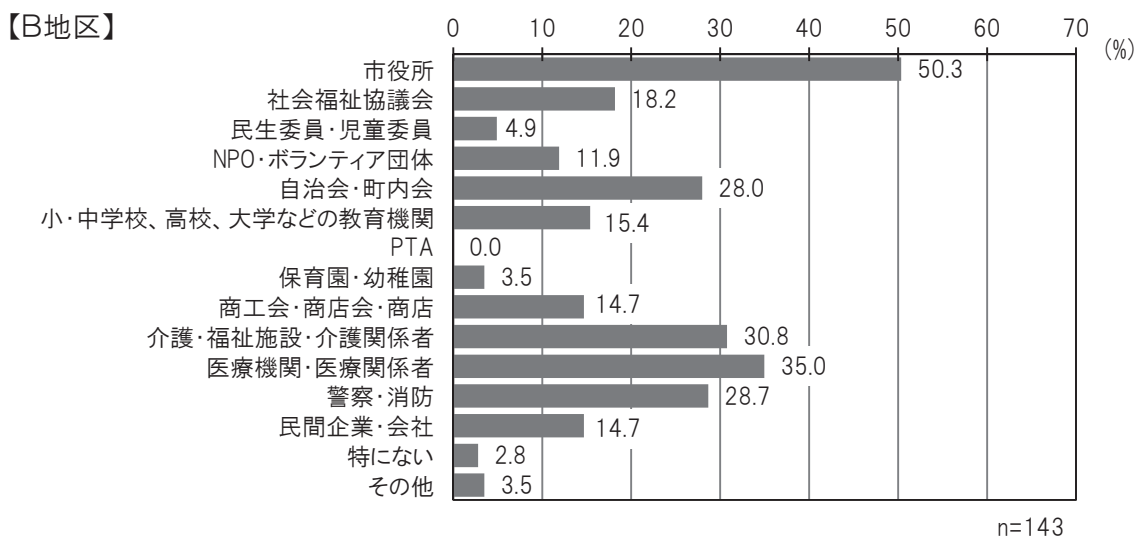
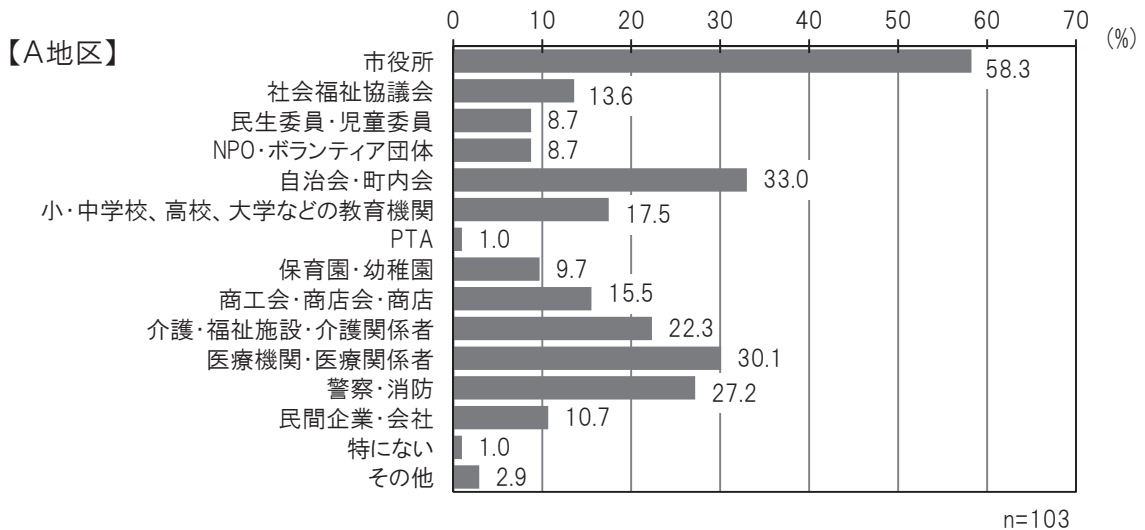


【F地区】

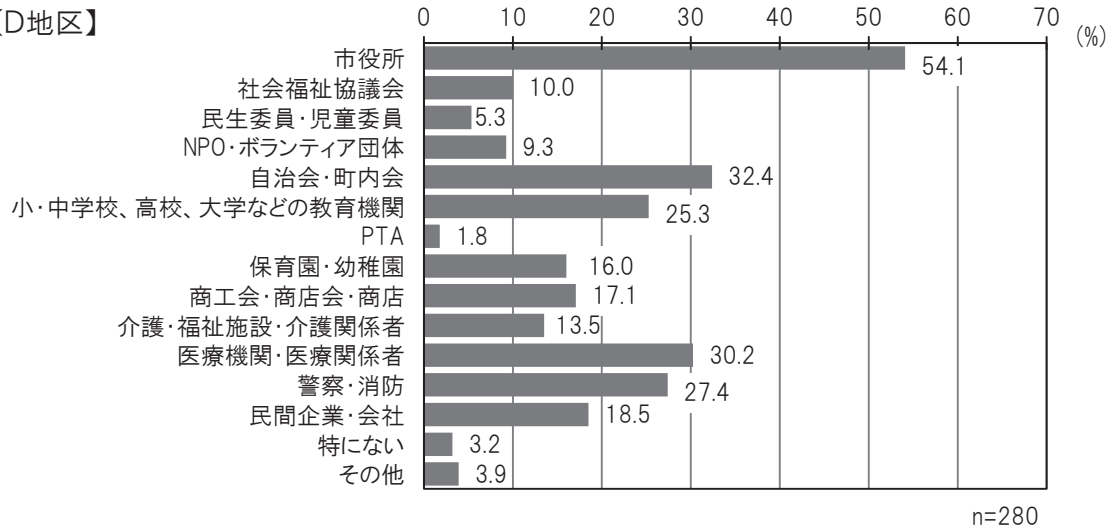


④様々な機関との関係づくり

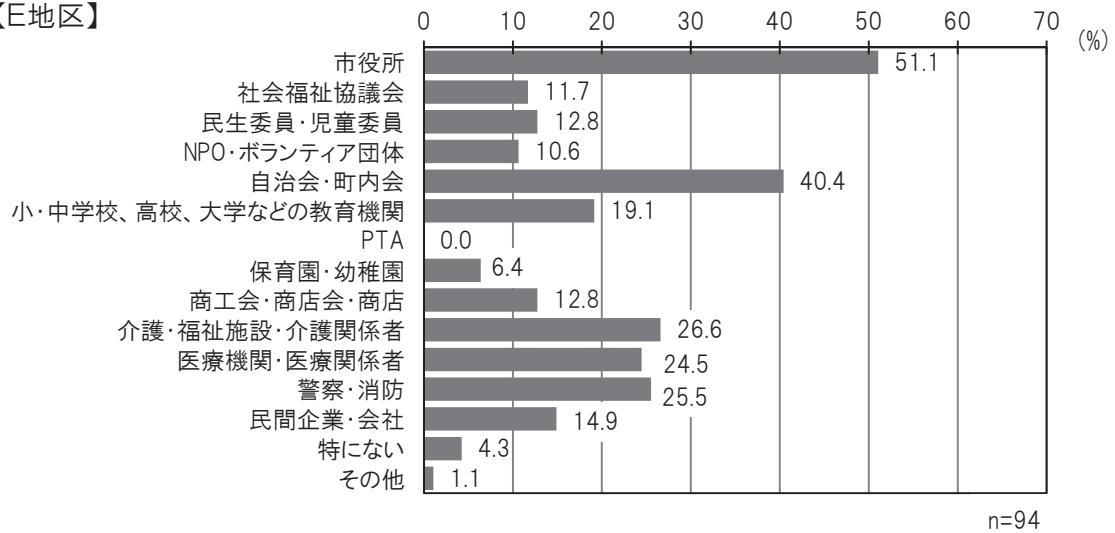
問. あなたを含めたすべての市民と三郷市が、力を合わせてよりよい地域社会をつくるためには、どのような機関と関係を深める必要があると思いますか。(主なもの3つまで選択)



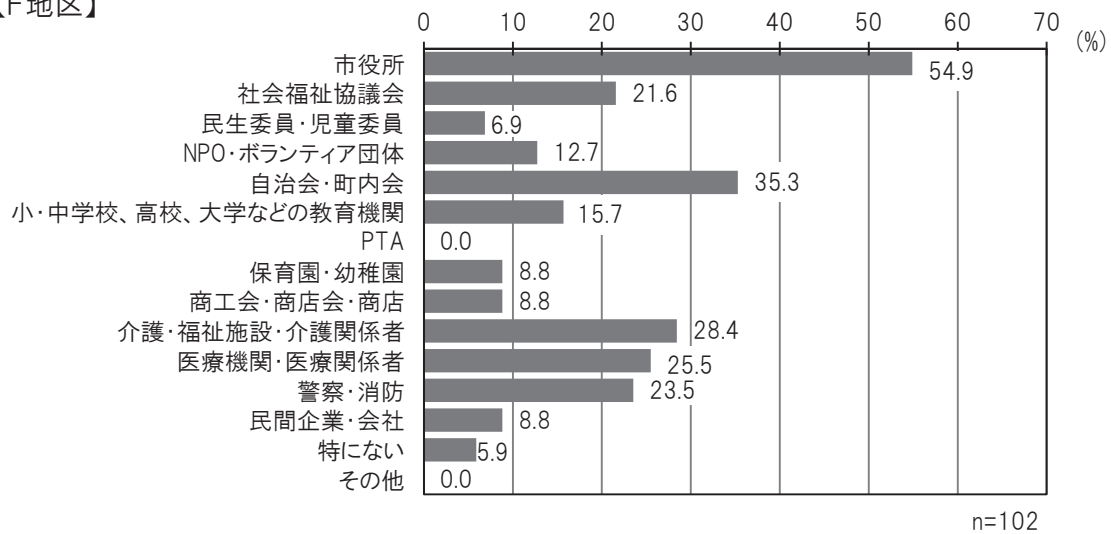
【D地区】



【E地区】

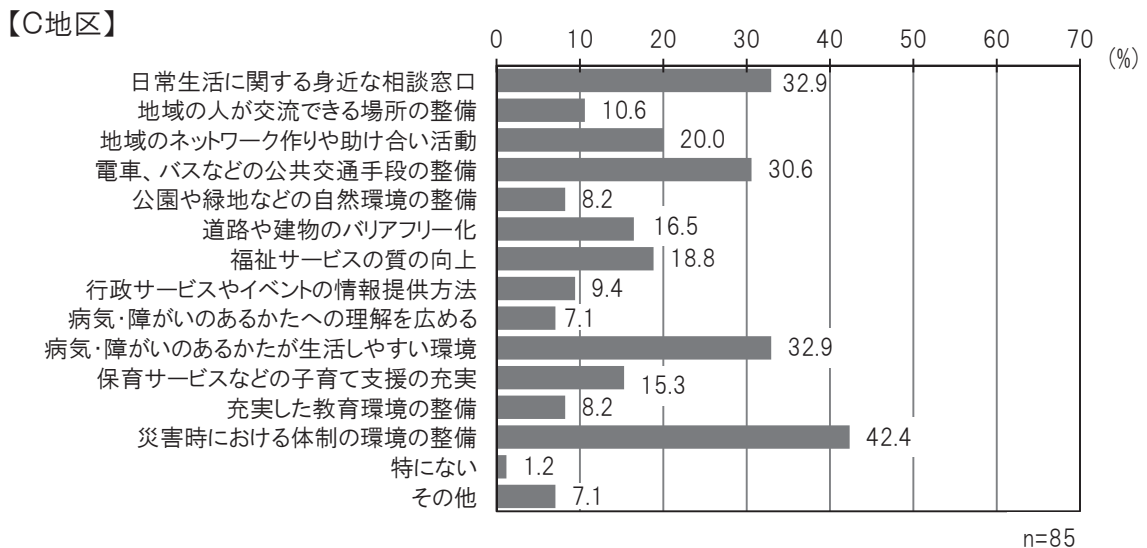
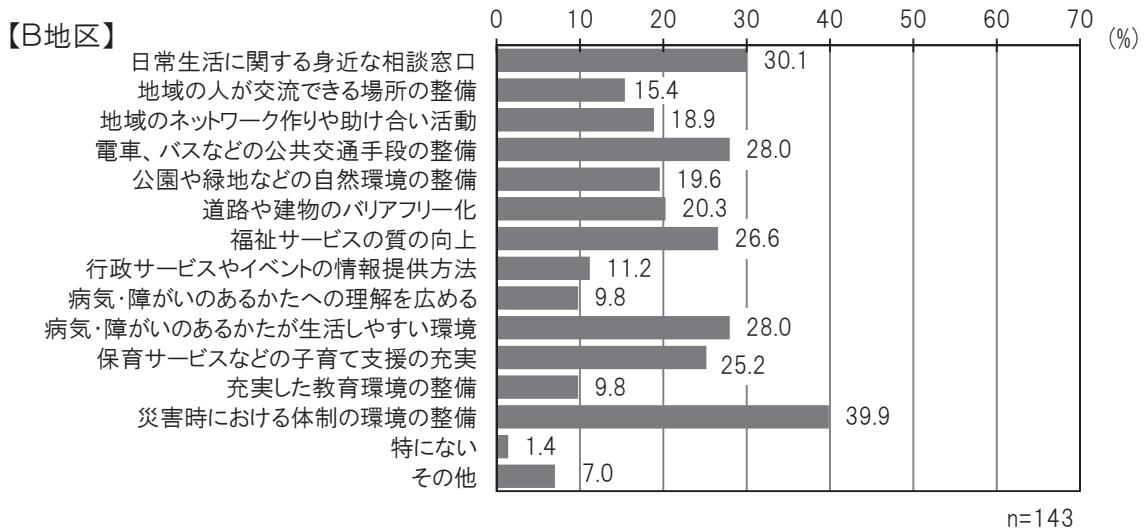
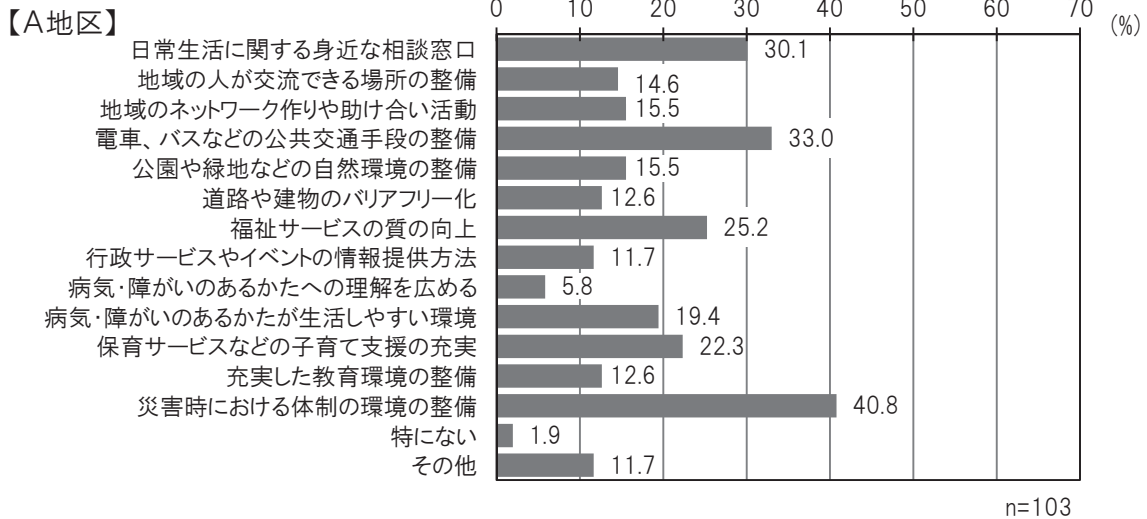


【F地区】

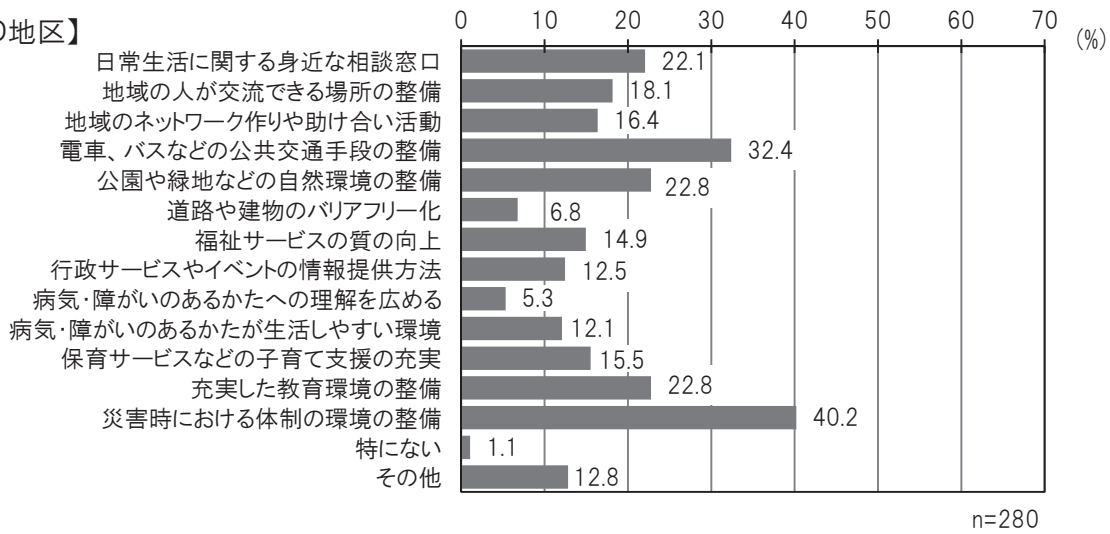


⑤今後の福祉政策について

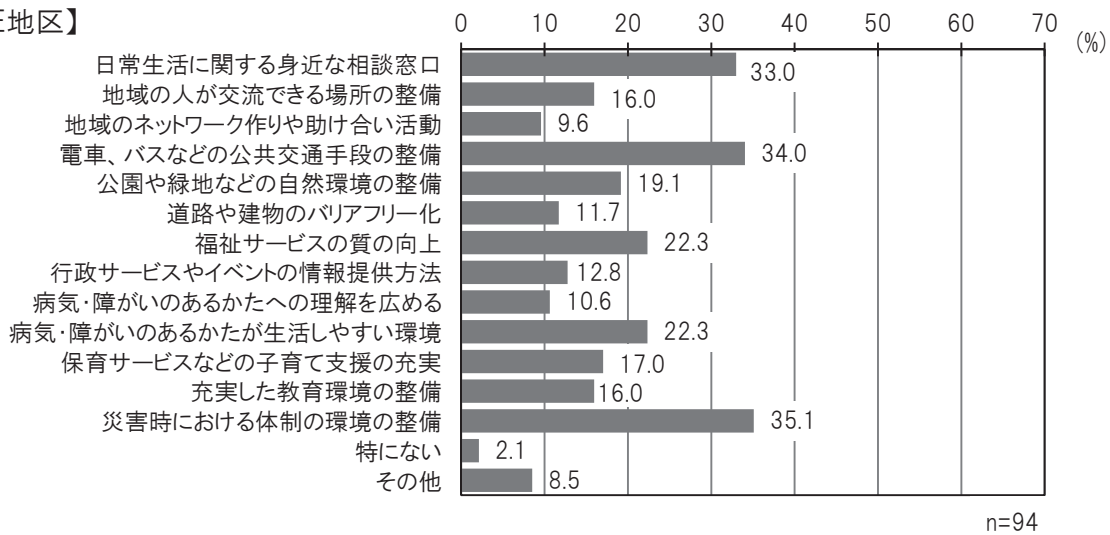
問. あなたを含めたすべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、三郷市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(主なもの3つまで選択)



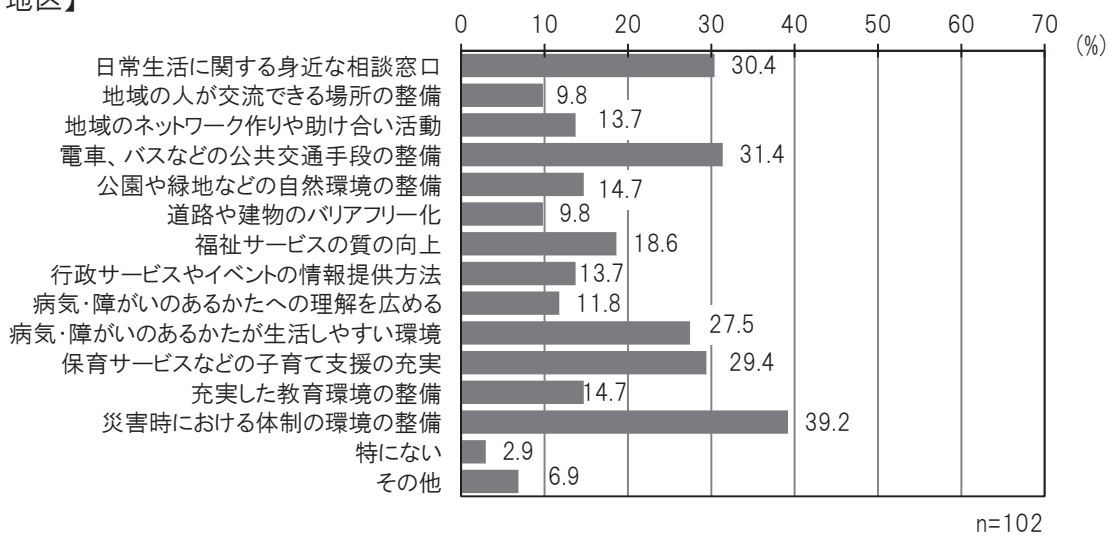
【D地区】



【E地区】



【F地区】



4

三郷市地域福祉計画推進懇話会設置要綱

三郷市告示第99号

平成24年3月29日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定した三郷市地域福祉計画(以下「計画」という。)を、市民及び各団体と協働で推進していくため、三郷市地域福祉計画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、計画に係る事業の進捗管理、評価、見直し及びその他計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体の代表者
- (2) 社会福祉事業団体の代表者
- (3) 保健・福祉団体の代表者
- (4) 知識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 その職にあるために委員となったものの任期は、その在職中とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要の都度、市長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部ふくし総合支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

5

三郷市地域福祉計画推進懇話会委員名簿

任期:平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

区分	氏名	団体名等	備考
第1号 地域活動団体	小橋 恒夫	みさと団地自治会	
	浅賀 道夫	彦成地区町会長連合会	
	岡田 敏和	早稲田地区町会長連合会	
	山崎 貞夫	戸ヶ崎地区町会長連合会	
	菊地 靖孝	高州・東町地区町会長連合会	会 長
	大崎 ひろ子	三郷市民生委員・児童委員協議会	副会長
	江川 浩一	三郷市PTA連合会	
第2号 社会福祉事業団体	茂木 聡美	三郷市社会福祉協議会	
	新井 康之	三郷ケアセンター	
第3号 保健・福祉団体	高山 美年子	三郷市母子愛育会	
	石渡 弘子	三郷市老人クラブ連合会	
	山田 智恵子	障害(児)者連絡協議会	
第4号 知識経験者	森野 一英	三郷市四師会	
	寺山 友也	三郷市立小・中学校校長会	
第5号 公募による市民	防越 紀子	公募	

(事務局) 福祉部 ふくし総合支援課 地域福祉係

6

三郷市地域福祉計画関係行政協議会設置規程

平成 18 年 4 月 12 日

訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく三郷市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及びその計画に基づく地域福祉の総合的かつ一体的な推進を図るため、三郷市地域福祉計画関係行政協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 健康推進課長
- (3) シルバー元気塾いきいき課長
- (4) 市民活動支援課長
- (5) ふくし総合支援課長
- (6) 生活ふくし課長
- (7) 長寿いきがい課長
- (8) 障がい福祉課長
- (9) 子ども政策室長
- (10) 子ども支援課長
- (11) すこやか課長
- (12) 交通防犯課長
- (13) 危機管理防災課長
- (14) 生涯学習課長
- (15) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、福祉部長とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 協議会は、第 2 条の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、地域福祉計画作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる課の職員をもって組織する。

- (1) 健康推進課
- (2) シルバー元気塾いきいき課
- (3) 市民活動支援課
- (4) ふくし総合支援課
- (5) 生活ふくし課
- (6) 長寿いきがい課
- (7) 障がい福祉課
- (8) 子ども政策室
- (9) 子ども支援課
- (10) すこやか課
- (11) 交通防犯課
- (12) 危機管理防災課
- (13) 生涯学習課
- (14) 前各号に定める課のほか、会長が指名する課

3 部会に、部会長及び副部会長 1 人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉部ふくし総合支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号)抄

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 6 日訓令第 21 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 8 日訓令第 25 号)

この訓令は、平成 21 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

7

策定経過

■平成 29 年度

年月日	実施内容等	
平成 29 年 7 月 18 日	第1回関係行政協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・市民アンケートについて ・市民懇談会について
7 月 19 日	第1回推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・市民アンケートについて ・市民懇談会について
8 月 15 日 ～ 9 月 15 日	市民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳以上の市民から無作為抽出 ・2,000 名に発送
9 月 23 日	市民懇談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞沼市民センター(26 名参加) ・鷹野文化センター(43 名参加)
9 月 30 日		<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉会館(17 名参加)
11 月 21 日	第2回推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート実施結果について ・市民懇談会の実施結果について ・計画素案について
11 月 28 日 ～ 12 月 27 日	パブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みさと(11 月号)、ホームページで周知 ・計画(案)、回答用紙を市内各施設に設置
平成 30 年 1 月 30 日	第2回関係行政協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果報告 ・計画案の検討
2 月 5 日	第3回推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果報告 ・計画案の検討
3 月 23 日	第3次三郷市地域福祉計画の策定	